

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。） 第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

| 種別 | 区分 | 日 時 | 場 所 | 受 講 対 象 者 |
|-------|----|---|----------------------------------|------------------------------------|
| 経験者講習 | | 平成 19 年 10 月 4 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで | 米子市上福原 1226-4 鳥取県米子警察署 | 八橋、米子、境港及び黒坂の 各警察署の管内に居住する 者 |
| | | 平成 19 年 10 月 22 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで | 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室 | 鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者 |

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3 時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000 円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑